



出展のご案内

申込締め切り 2022年7月29日（金） 17:00まで

出展に関するお問い合わせ先

〒112-8575 東京都文京区後楽1-3-61
ふるさと祭り東京実行委員会事務局 株式会社東京ドーム出展係
担当：黒瀬・向井・井場
TEL：03-3817-6362 FAX：03-3817-6238
Email：cvfurusato@gms.tokyo-dome.co.jp

—ごあいさつ—

「ふるさと祭り東京～日本のまつり・故郷の味～」は、多くの関係者のご協力に支えられながら、2020年まで12年にわたり東京ドームで開催を実施し、コロナ禍における2021年のオンライン開催を含め、ご当地の魅力の一部を知ってもらうことで、現地に足を運んでもらう“きっかけ”を創出する観光誘致イベントとして、ご来場やご視聴いただくお客様、関係業界はもとより、各方面から高い評価をいただくイベントとなりました。

昨年度2022年2月におきましては東京ドーム大規模改修工事に伴い、東京ドームシティ内における初めての屋外開催に向けて準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大により残念ながら開催までに至りませんでした。

次回開催は3年ぶりに東京ドームでの開催となります。新型コロナウイルス感染症との闘いは続きますが、イベント立ち上げ当初から大切にしてきた「一部だけ本物体験、続きはご当地で」の想いを胸に今こそ出展者の皆様と力を合わせて、日本各地の祭りと味の魅力をお客様にお届けできればと思います。

また、各ガイドラインに準じた感染拡大防止対策に取り組み、万全の態勢で皆さまをお迎えできるよう努めてまいりますので、是非ご出展いただきたくご案内申し上げます。

ふるさと祭り東京実行委員会事務局

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止について

ご出展をいただく皆様、ご来場のお客様、スタッフの安全を確保するため、様々な感染症対策を実施してまいります。皆さまにはご不便、ご迷惑をおかけすることもございますが、何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

当施設の取り組み



施設の定期的な消毒



施設の換気強化



混雑時の入場制限

スタッフの対策



手洗い・うがい・手指の消毒



スタッフのマスク着用

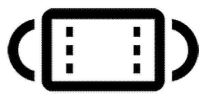


出勤時の体温チェック

お客様へのお願い



手洗い・うがい・手指の消毒



マスク着用



施設ご利用時の検温



大声での会話はお控えください



体調不良時のご来場はお控えください



身体的距離の確保

・体調不良者が出た場合には、ただちに保健所など保健行政機関や近隣医療機関と連携し、出展者とスタッフ関係者の健康と安全を確保する策を速やかに講じます。

開催概要

名 称	ふるさと祭り東京2023-日本のまつり・故郷の味-	
主 催	ふるさと祭り東京実行委員会(フジテレビジョン、文化放送、東京ドーム)	
開 催 期 間	2023年1月13日(金)~1月22日(日)10日間 13日(金)~21日(土)10:00-21:00 22日(日)10:00-18:00 ※入場は閉場の30分前まで。 ※開催時間は変更になる場合がございます。	
会 場	東京ドーム(面積:13,000㎡) 〒112-8575 東京都文京区後楽 1-3-61	
総募集小間数	約300小間	
目標入場者数	380,000人	※感染症対策として入場制限を実施する場合の想定入場者数となっております。 ※前回実績(2020年度) 443,237人(10日間)
入 場 料	未定	

【2020年度実績】

大人(中学生以上):1,800円(前売券1,600円) (税込)

【割引チケット】平日限定券・イブニング券※小学生以下のお子様は、大人1名の付き添いにつき4名まで無料。

— 以上予定 —

ふるさと祭り東京とは

1月の東京ドームでお祭りとお当地の味を延べ400万人が堪能！
 現地の本物を体験！来場者に魅力を伝え現地に足を運んでいただくをテーマに開催

日本の祭



故郷の味



●年齢別

- 10代以下
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代



●来街地

- 東京都23区
- 東京都23区外
- 埼玉県
- 千葉県
- 神奈川県
- その他



●男女比

- 女性
- 男性



●前回来場者数

開催日	天候	2020入場者数
1月10日(金)	晴	27,576
1月11日(土)	晴	43,743
1月12日(日)	曇	61,920
1月13日(月・祝)	晴	43,585
1月14日(火)	晴	42,011
1月15日(水)	曇雨	43,484
1月16日(木)	晴	43,667
1月17日(金)	晴	41,976
1月18日(土)	雨雪	50,434
1月19日(日)	晴	44,841
合計		443,237

出展条件

取扱商品は本催事のテーマに沿って、出展者が生産、または常に取り扱っている商品とします。

- ・申込書に記載のない商品の展示及び販売はできません。万一、会場内でこれに違反した展示・販売が確認された場合は撤去していただく場合がございます。
- ・飲料の販売をする場合は、地域の特産品と認められるソフトドリンクや地酒、地ビール等に限ります。(ナショナルブランドは販売禁止となります。)

出展料金

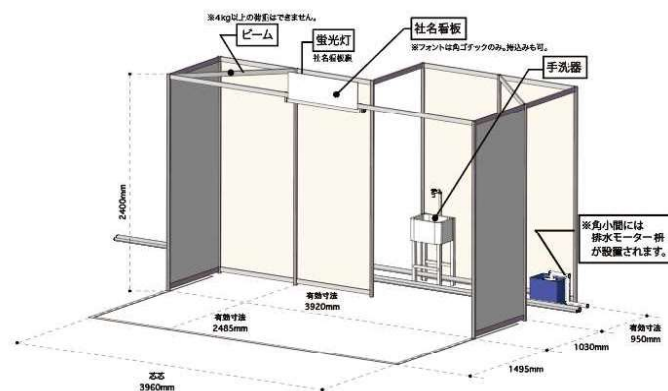
550,000円(税込)/1小間 1小間サイズ…間口3.96m×奥行2.48m×高さ2.4m/有効面積 約10㎡ シンク等設置場所 約2㎡

【出展料金に含まれるもの】

- ★招待券…1小間につき50枚をご提供いたします。
- ★基本ブース設備…下記記載。
- ★レジ端末※ハンディタイプ(20,000円相当)
- ★公式ホームページに情報掲載…イベント公式HPにセルフ編集可能を用意します。
- ★出展入館証(IDカード)…5枚/1小間
- ★搬入出用リボン…5枚/1小間

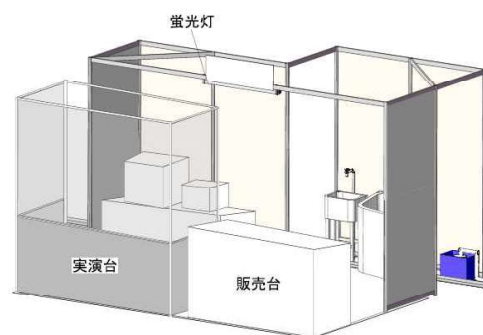
●基本ブース設備

- ①システムパネル ②ビーム ③蛍光灯1灯 ④社名看板
⑤手洗い器 ⑥ポール ⑦給排水・電気基礎工事 ⑧排水モーター

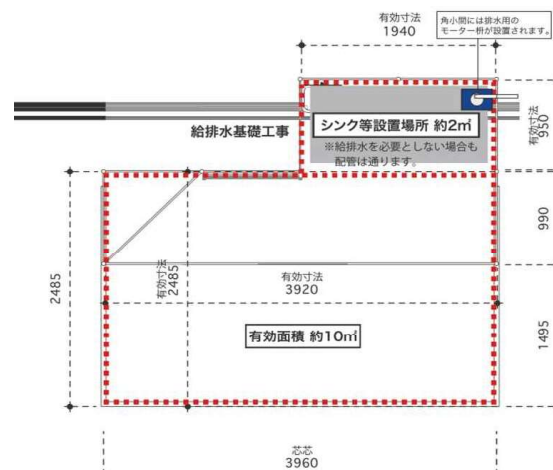


●実演販売レイアウトの一例

※基本ブース設備以外は出展者負担となります。



●基礎小間平面図



※上記の①～⑦は主催者側で用意する基本ブース設備に含まれます。 ※⑧角小間には排水モーター柵が設置されます。

※基本ブース設備は釘打ち、穴開け、切断及び取り外し、塗装などの加工はできません。2小間以上の場合も同様です。1出展者で3小間以上連続して使用する場合は主催者と協議の上で展示・装飾を行ってください。

また、食品提供・調理行為を行う場合、漏水・油はね等に対し床面を汚損することのないようにしてください。万一何らかの損傷が認められた場合は、現状復帰のための実費を別途請求させていただきます。

※出展者により小間装飾を行う場合は、主催者の定める規定や消防条例を厳守していただきます。また、取扱商品の種類により都条例及び文京保健所の定める規定により別途設置が必要となります。

詳細は出展ガイドブックにてご確認ください。

出展要項

【保健所申請について】 ※2021年6月より「営業の許可制度」「営業の届出制度」が変更になりました。

- ・会場で、食品を販売する場合は、営業内容に基づき、文京保健所への「許可」「届出」が必要となります。保健所への「許可」「届出」の申請は事務局が一括して行います。

許可(一例)

業種	営業内容	申請金額
飲食店営業 (旧喫茶店営業は統合されました)	食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業 【該当例】 煮る、焼く、蒸す、茹でる、揚げる、盛り付ける等調理して販売。 アルコール類を注いで販売。 ソフトクリーム、アイスクリームのディッシュアップ、ジュース類のコップ販売。	18,300円

【必要な設備】(簡易な営業については施設設備基準が一部緩和される場合があります。)

営業許可の申請に伴い、下記の設備が必要です。

■手洗器 ■2槽シンク ■冷凍・冷蔵庫 ■給湯器 ■ハンドソープ(殺菌効果有) ■アルコール消毒液

- 「生食用かき」の提供、販売及び試食はできません。焼かき等を提供する場合には必ず生食用を使用し、生食用かきの証明書を添付してください。また、「生食用食肉」「ふぐ(加工品含む)」の提供、販売及び試食には制限があります。事前に事務局に確認してください。
- 上記以外にも許可が必要な業種がありますので、事前に内容について事務局に確認してください。営業許可の種類によって必要設備は異なります。詳しくは承諾後送付される出展ガイドブックをご確認ください。

届出(一例)

業種	営業内容
弁当販売業	主に弁当を販売
乳類販売業	牛乳、加工乳、乳飲料等を販売
食肉販売業 (包装品のみの取扱い)	包装済食肉製品(ハム・ソーセージ)
魚介類販売業 (包装品のみの取扱い)	包装魚介類等を販売
その他の食料・飲料販売業	パンや菓子類、漬物など調理加工を必要としないで摂取できる食品を販売

○上記以外にも届出が必要な業種がありますので、事前に内容について事務局に確認してください。

販売に関して

- ・代理業者が仲介しての出展申込みや他社名義での出展はできません。悪質と見なされた場合は主催者から出展の中止を申し入れる場合がございます。その場合、出展料の他、出展に要した全ての費用は返却いたしません。
- ・商品問い合わせやクレームに対応が出来るように、出展者の店舗名・住所・電話番号等の所在を確認できる名刺やカード等をご用意頂き、必ずお客様にお渡しして下さい。
- ・パンフレット、チラシ等の配布物やアンケート調査、呼び込み等の行為は自社ブース内で行ってください。自社小間以外の場所にてそれらの行為は禁止いたします。
- ・企業PR展示やサンプル配布に関しては、事前に主催者の承認が必要となります。
- ・食品を取り扱う場合(試飲試食含む)は保健所の指導に基づき、食品衛生責任者資格の証明や取扱品目に該当する許可・届出が必要となります。それに伴い申請手数料・諸設備(シンク等)と給排水工事が出展者負担にて必要となります。なお、保健所への申請届出は事務局が代行いたします。
- ・出展者は、食品衛生責任者等の設置を含めた食品衛生管理を充分に行ってください。

小間内設備に関して



裸火（ガス・炭等）の使用は一切禁止となります。

加熱調理をする場合は電気を使用してください。

- ・電気設備が必要な場合、電気供給一次幹線工事・二次幹線工事・電気使用料は出展者負担にて必要になります。
- ・給排水設備が必要な場合、シンク等器具類・その取付工事・接続工事や、追加の小間内配管工事は出展者負担にて必要となります。
- ・会場電力の都合により、出展者に対し販売品・調理方法の変更等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・フライヤー、IH調理器をご使用される場合は耐火ボードを出展者負担にて必要となります。
- ・営業業種によって必要設備が異なります。

小間割当

- ・小間の場所割り当ては出展内容等を総合的に勘案した上で主催者が決定いたします。
- ・出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を、第三者に譲渡・貸与・出展者間で交換はできません。

ストックスペースについて

- ・希望社数の増加とストック場所の減少により、有料となる場合がございます。

出展承諾後の手続き

- ・事務局は、出展承諾者に対し、受理した申込書に基づき「出展承諾書」を送付し、その到達をもって出展契約締結といたします。
- また、同時に「出展料請求書」を送付いたしますので、請求書に記載の期限までに必ず出展料金をお振り込みください。

出展者説明会

- ・特殊な会場の為、様々な制限がございますので重要な情報伝達のため機会として設けます。出展の際は、説明会への出席を条件としております。必ずご出席下さい。

会場管理規定

- ・主催者は会場全般の管理保全に当たります。主催者は天災、疾病、感染症の蔓延や不可抗力の原因等により発生した際の出品物の損害、滅失、盗難等に関する責任を負いません。
- ・出展者は、出展物に対し、その輸送および展示期間中を通じて必要な保険を付しその他保護のための適切な処置を講じてください。
- ・開催期間中の廃棄物、使用済み資材や小間内とその周辺のゴミ等は有料での処理を行っております。詳しくは出展決定後に「出展ガイドブック」にて記載いたします。
- ・出展者が会場へ入場する場合には入館証(IDカード)が必要となります。1小間につき5名分、小間数に応じてお渡しいたします。

会期・開催期間の変更及び中止

主催者は、天災、疾病、感染症の蔓延その他の不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止することがあります。主催者はこれにより生じた損害を補償いたしません。

ただし、主催者側の都合により開催を事前に中止した場合は、既納の料金の全部または一部を返還いたします。

また、主催者はやむを得ない事情の際は会期その他この規定の一部を変更する場合がございます。

出展申込の取り消し及び、出展契約の解除

- ・「出展承諾書」の到達後(出展契約後)の出展者の都合などにより、出展契約を解除する場合は右記のキャンセル料が発生いたします。
- ・2022年10月31日までに「出展料」の入金が確認できない場合は出展契約を解除する場合がありますが、その場合もキャンセル料が発生いたします。

期 日	キャンセル料
出展契約締結後～2022年10月31日	出展料の30%
2022年11月1日～11月30日	出展料の50%
2022年12月1日以降	出展料の100%

■ハンディ型レジ端末に関して

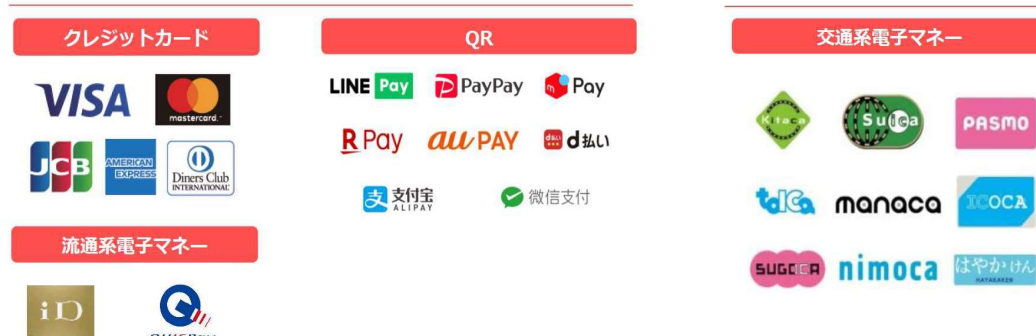
- ・本開催より全出展者にハンディ型レジ端末を無料導入いたします。※レシートロール紙のみ別途代金が発生いたします。
- 「コロナ対策によるキャッシュレス推進」「来場者の支払手段を増やすことによる売上上昇」「お客様への告知の統一化」「販売数などに基づくマーケティングによるイベントのクオリティの向上」等の目標のために全店舗へ導入することとなりました。
- ※現金は使用可能です。 ※現金を含む全て支払いは当端末を通すようお願いいたします。

■決済端末仕様



- ・全ての現金を含む決済が1台の端末で可能
- ・通信はドコモ4G回線使用
- ・POS登録可能
- ・プリンター搭載
- ・クラウド上で売上管理が可能

・対応電子決済ブランド ※店舗にて既存契約されているアカウントにて決済は出来ません。



電子決済手数料:一律4%

※現金決済手数料は無料。

■POS登録サポートに関して

- ・当日販売する商品情報を基に端末会社にて登録を行うなど当日を含めたサポートを行ってまいります。

■電子決済売上金に関して

- ・会期終了後、決済情報を基に精算を行い、電子決済にて発生した売上金を(株)東京ドームよりお振り込みいたします。

○お振込金額について

売上金－決済手数料(4%)＝お振込金額

- ・お振り込みは2月末を予定しております。

■ スケジュール

- 2022年 7月29日 17:00まで ● **出展申込み締切**
期限内でも、申込数が予定小間数を大幅に超えた場合申込みを締め切らせて頂く場合がございます。
- 8月下旬 ● **出展審査**
申込み締切後、申込順や出展経験の有無に関わらず、主催者にて一斉審査を行い出展者を決定いたします。
- 9月上旬 ● **審査結果通知**
お申込み頂いた全出展希望者に審査結果通知をメールにて送付いたします。
出展承諾者に対しては「出展者マイページ」を開設し、受理した出展申込書に基づいて「出展承諾書」及び「ご請求書」ご開示いたします。
- 9月下旬 ● **出展ガイドブック掲出及び、各種申請開始**
「出展者マイページ」より出展ガイドブック・申請書を掲出いたします。
- 10月上旬～10月中旬 ● **出展者説明会**
出展者を対象として説明会を開催いたします。
- 10月31日 ● **出展料支払期限**
支払期日までにご入金下さい。※ご入金がない場合は出展を取消させていただく場合がございます。その際もキャンセル料が発生いたします。
- 各種申請 提出締切**
販売品目・小間内設備・小間内図面の締め切りとなります。「リース品」「持込備品」も申請締め切りとなります。
- 2023年 1月12日 ● **搬入・展示装飾**
消防と保健所の査察を実施します。該当する出展者は必ずブース内待機をお願いします。尚、許可が下りない場合は営業ができません。
- 1月13日～22日** ● **本番日**
2023年1月13日(金)～1月22日(日)10日間(予定)
13日(金)～21日(土)10:00-21:00 22日(日)10:00-18:00
※開催時間は変更になる場合がございます。
- 1月22日 ● **最終日**
イベント終了後、撤去作業となります。

販売商品画像送付について

出展決定後、ふるさと祭り東京公式ホームページ・各種宣伝媒体で使用いたしますので出展申込フォームに必ず添付ください。

商品画像は、来場者に商品の魅力を伝える重要なツールになりますのでプロのカメラマンなどによる撮影をおすすめいたします。

①容量：1MB以上(単位1MB=1,000KB)

②形式：JPG

③送付方法：出展申込フォームへ添付ください。

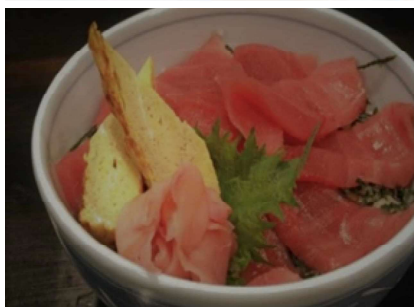
④ファイル名：ブース表記名・商品名 (例)ふるさと商店_ふるさとから揚げ

名前 ④	種類 ②	サイズ ①
ふるさと商店_ふるさとから揚げ.JPG	JPG ファイル	3,025 KB

※ファイル名は、正確なブース表記名・商品名に必ず変更してください。各種宣伝媒体へ掲出する際、そのまま使用させていただきます。

商品画像の撮影について

- 1.食器を含め、商品全体がわかるように撮影してください。
- 2.包装品に関しては、中の商品が見える状態で撮影してください。
- 3.商品の形やサイズ・色や質感・機能などの事実が分かるように撮影することが重要です。
- 4.照明は部屋に備え付けのものではなく、撮影専用の照明を用意して撮影することがポイントです。



- ・お預かりいたしました写真等についてはスペースの都合上全て使用しない場合がございます。
- ・制作スケジュールの関係上、使用した写真等の校正について当社の責任で実施させていただきます。
- ・頂きました画像につきましては出展の有無に関わらず使用させていただく場合がございます。
- ・販売商品に関して事務局以外からお問い合わせをさせていただく場合がございます。

掲載例

■ふるさと祭り東京公式ホームページ

店舗紹介と商品画像を掲載できる仕様となります。



■読売新聞別刷り



出展者サポート(2020年度実績)

●什器リースレンタル

ブースでの営業活動に必要な調理機器を含めた什器・設備のレンタルが可能です。

●一括搬入システムによる搬入・追加・搬出

東京ドームが特殊な会場の為、搬入出作業の簡易化を図る事務局指定業者(佐川急便)による一括搬入出システムがございます。

常温品の配送の他、冷蔵・冷凍品の配送も承ります。

ご利用の場合、送料の他に管理手数料が必要となります。※2020年料金:1梱包につき715円(税込)

●人材派遣サービス

ブース運営に関わる人材派遣サービスを斡旋いたします。※実績:販売、接客、案内・整理・誘導、出展準備・運搬・設営撤去、調理補助等

●ホテル宿泊予約

出展者の皆様に対して期間中、出展者特別料金にてお部屋をご用意しております。※部屋数には限りがございます。

●各種備品・消耗品等の販売・配送

ドン・キホーテによるイベントに関わる各種備品、包材・割り箸等の消耗品などの事前発注システムがございます。当日会場の各ブースまでお届けします。

※内容は現在調整中となるため、変更になる場合がございます。



ちよこつと呑みつま横丁

主催者企画のご案内

※申込フォームより申し込みください。

企画参加方法 ※内容は現在調整中となるため、変更になる場合がございます。

“ちょこ”とずつ日本酒を飲み比べ、“ちょこ”とずつおつまみをお得に楽しめる回遊型企画

有料試飲・有料試食のイメージで、気軽に皆様の商品を知ってもらうチャンスとなるのはもちろん、各メディアから注目度が高く、出展者様のプロモーション効果の拡大が期待できる企画です。今回よりおつまみ(ちょこつま)は、れんげ(のような皿)に盛り付けての販売を実施いたします。これまで以上に企画性を高めて参りますので、是非ご参加ください。

募集店舗 ※ちょこ呑み・ちょこつま両方での参加も可能です。

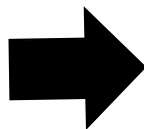


ストラップおちょこで日本酒を呑み比べ“ちょこ呑み”

日本酒 で参加する

応募条件

1. 地域に根付いた日本酒(清酒)を販売できること。
2. 「ストラップおちょこ」を持参した方に日本酒を200円(税込)でストラップおちょこに注いで販売していただくこと。



※日本酒の銘柄、提供量をご調整いただいてもかまいません。



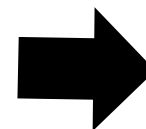
れんげでおつまみを食べ比べ“ちょこつま”

おつまみ で参加する

応募条件

1. 地域に根付いた食文化、食材を使ったおつまみを販売していただくこと。
2. 「ストラップおちょこ」を持参した方におつまみを300円(税込)で企画用のれんげ(のような皿)にて商品を販売していただくこと。

※イメージする商品はワンスプーンの一皿サイズを想定しています。



※レンゲは事務局にて用意する包材をご購入いただけます。

出展申込方法

下記お申込み方法をご確認いただきましてお申込みください。

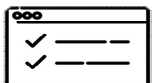
ふるさと祭り東京2020年開催に出展された方（ユーザーIDをお持ちの方）

① ユーザーID



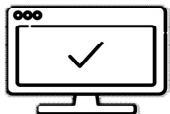
事務局よりご案内メールをお送りいたします。ユーザーID・会社情報をご確認ください。
※メールが届いていない場合、事務局までご連絡ください。

② 出展申込入力



メールに記載されているURLをクリックし、申込情報登録を行ってください。ご入力された内容はメールで自動送信されます。
※メールに記載されているユーザーIDの入力が必須となります。必ずご入力ください。

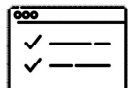
③ 申込完了



自動送信メールは「申込控え」「出展時の契約書」となりますので、必ず控えとして保管してください。
※申込締切後、事務局にて審査選考会を行います。審査選考後、出展可否の結果をお知らせします。
結果通知予定日：2022年9月上旬(予定)

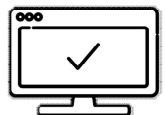
上記以外の方（ユーザーIDをお持ちでない方・新規登録）

① 出展申込入力



ふるさと祭り東京公式ホームページにある「上記以外の方」を選び、お申込みください。
ご入力された内容はメールで自動送信されます。

② 申込完了



自動送信メールは「申込控え」「出展時の契約書」となりますので、必ず控えとして保管してください。
※申込締切後、事務局にて審査選考会を行います。審査選考後、出展可否の結果をお知らせします。
結果通知予定日：2022年9月上旬(予定)

申込時の個人情報取扱について

ふるさと祭り東京実行委員会事務局(株式会社東京ドーム)(以下、「事務局」という)は、収集した個人情報を下記の目的のために使用します。

○事務局からの各種ご案内 ○来場者及び宣伝・広報に関わる情報提供 ○各種印刷物・ウェブサイトへの掲載
事務局は、法令に基づく場合のほか、収集した個人情報を上記「利用目的」に記載した利用目的の達成に必要な範囲で、秘密保持契約を締結している協力会社、業務委託先会社への情報共有及び発送代行として提供します。

個人情報の取扱については東京ドームシティホームページの株式会社東京ドーム「個人情報のお取り扱いについて」ページを参照ください。(<https://www.tokyo-dome.jp/privacy/>)

出展規約

この規約は、ふるさと祭り東京実行委員会(以下「主催者」といいます。事務局:株式会社東京ドーム)が開催する「ふるさと祭り東京～日本の祭り・故郷の味」(以下「本催事」といいます)の出展者に適用されます。

第1条 出展者資格

- 株式会社東京ドーム(以下「事務局」といいます。)は、主催者を代表するとともに事務局を務めます
- 出展希望者は、事務局が定める出展申込みの締切日までに出展を主催者に申し込み、その後、主催者は出展審査を行い、当該審査にて承諾された出展希望者に限り出展者になることができます。審査結果に対し、主催者は一切の責任を負わないものとし、その判断基準・根拠などは公表しないものとします。なお、出展希望者は事務局が用意する本催事に関するウェブサイト(以下、「本サイト」といいます)を通じて出展を主催者に申し込むことができます。この場合、出展希望者は事務局が別途定めるWEBシステムについての規約を遵守しなければなりません。
- 出展者は本規約と事務局が定める出展案内および上記WEBシステムについての規約を遵守しなければなりません。

第2条 出展の申込

代理業者が仲介しての出展申込みや他社名義での出展はできません。
これに違反して出展を申し込み、主催者が悪質と判断した場合は主催者から出展の中止を申し入れる場合がございます。その場合、出展料の他、出展に要した全ての費用を返還いたしません。

第3条 出展の承諾、出展料の請求と支払い

- 事務局から出展申込者に電子メールにて出展を承諾する旨を通知した時点をもって出展契約の締結になります。
- 出展者は事務局の定める方法に従って事務局が発行する請求書に記載された期日までに出展料を振り込み送金して支払います。振込手数料は出展者の負担とします。

第4条 出展契約の解約、解除

- 出展契約の締結後、出展者の都合等により、出展契約を解約する場合は、下記のキャンセル料が発生いたします。
- 出展者が出展料を入金しない場合その他本規約に違反した場合は(以下、違反した出展者を「違反者」といいます)、主催者は出展契約を解除します。
その場合も下記のキャンセル料が発生しますが、主催者は違反者に対して当該キャンセル料のほか、主催者が被った損害の賠償を請求できます。

期 日	キャンセル料
出展契約締結後～2022年10月31日	出展料の30%
2022年11月1日～11月30日	出展料の50%
2022年12月1日以降	出展料の100%

第5条 開催の延期及び中止・期間の短縮

主催者は天災、疾病、感染症の蔓延、その他不可抗力によりやむを得ない事情が発生した場合、また、主催者が本催事を開催することが適切でないと判断した場合、本催事の開催を延期または中止、期間を短縮する場合があります。

主催者の判断により中止となった場合の出展者に対する出展料の返金につきましては下記のとおりとなります。なお、主催者はこれにより出展者に生ずる損害に対する賠償責任を負わないほか、その他の一切の責任を負わないものとします。

新型コロナウイルス感染症等に伴う中止判断期間	返金率
出展契約締結後から 2022年11月末までの開催中止	出展料の100%
2022年12月1日から1月12日までの開催中止	出展料の50%
会期中(2023年1月13日以降)の 開催中止	返金いたしません

出展規約

第6条 出展者の義務・責任

1. 出展者は、事務局が別途定める「出展ガイド」の諸注意事項を遵守し、事務局の指示に従うものとし、
2. 出展者が本催事において営業活動またはPR活動を行う場所と日時は出展契約にて定めるものとし、出展者は、事務局の承諾なく当該諸活動を休業しないものとし、
3. 出展者は、飲食物を取扱う場合、食品衛生法及びそれに関連するその他の法令に定められた基準を遵守し、関係官庁の指示に従うことはもとより、食中毒、伝染病の発生防止に最大の注意を払い、万一食中毒その他の事故が発生した場合、事務局に速やかに報告し協議のうえ、自らの責任と費用で対応するものとし、
4. 出展者は、来場者、他の出展者および主催者に迷惑をかける行為(押し付け販売、強引な客引き、名譽および信用を毀損する行為等含む)は一切行なってはなりません。
5. 出展者は、取扱商品、サービス、販売方法について、第三者の商標権、特許権、意匠権、著作権及び肖像権(パブリシティ権)を侵害しないことを確約し、特定商取引法等法令の定めを遵守するとともに、出展において顧客対応を含め一切の責任を負うこととします。
6. 新型コロナウイルス及び同等の感染症について
 - (1) 主催者は、本催事開催に向けて感染や対策の状況・社会情勢なども踏まえて慎重に検討を重ね準備し、開催にあたり、国・自治体・関係機関・会場などによる指示・要請・指針等を遵守します。
 - (2) 出展者は、関係者をして、毎日の検温や手洗い、アルコールによる消毒、マスクの着用など、必要な対策を守らせます。
 - (3) 出展者は、お客様が密になることを避けるため、ブース周りの整備・管理に努めます。
 - (4) 事務局は、出展者に対し、サンプリングなどの配布物を直接お客様にお渡しする行為を禁止するほか、感染症対策を指示することがあります。この場合、出展者は事務局の指示に異議なく従うものとし、
 - (5) 主催者は、新型コロナウイルス及び同等の感染症の蔓延状況や社会情勢を踏まえ、やむを得ず本催事の開催を中止する判断をする場合があります。その場合は、すみやかに出展者に対し通知します。

第7条 主催者の義務および免責

主催者は会場全般の管理保全に当たります。主催者は天災や不可抗力等の事由により発生した出展物の損害、滅失、盗難等に関する責任を負いません。

第8条 取り扱い商品について

出展者が本催事において取扱う商品は、本催事のテーマに沿って出展者が生産または常に取り扱っている商品とします。

第9条 販売について

1. 出展者は、商品に関する問い合わせやクレームに対応できるように、出展者の店舗名・住所・電話番号等の所在を確認できる名刺やカード等(以下「カード等」といいます)を用意し、商品送付の際は必ずカード等を添付しお客様に交付しなければなりません。
2. 出展者は、商品の輸送および展示において、出展物に対し必要な保険を付しその他保護のための適切な処置を講じるものとし、

第10条 画像掲載について

1. 主催者は、出展契約締結後、出展者から事務局に提出された商品画像を「ふるさと祭り東京HP」及び公式SNS(Facebook・Instagram・Twitter)、その他イベントに関わる制作物に使用することができ、出展者は、これに異議なく承諾するものとし、
2. 制作スケジュールの関係上、使用した写真等の校正は事務局の責任で実施します。

第11条 ECサイトでの販売について

1. 出展者は、自己のECサイト利用環境に応じて、コンピュータウイルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとし、
2. 商品販売における決済については、出展者が用意する個別のECサイトのお客様を誘導する等、出展者とお客様の間で行います。
3. 出展者は、商品に関する問い合わせやクレームに対応できるように、出展者の店舗名・住所・電話番号等の所在を確認できる名刺やカード等(以下「カード等」といいます)を用意し、商品送付の際は必ずカード等を添付しお客様に交付しなければなりません。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. 出展者は、主催者に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1)自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - (2)出展契約の締結が、反社会的勢力の活動を助長し、またはその運営に資するものでないこと。
2. 出展者は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、主催者が出展者による前項の確約に依拠して出展契約の締結及び履行をするものであることを確認する。
3. 出展者について、第1項の確約に反する事実が判明した場合には、主催者は、書面で通知を行うことにより何らの催告も行うことなく、出展契約を解除することができる。
4. 前項の規定により出展契約が解除された場合には、出展者は、主催者に対し、違約金として第3条第2項に定める出展料の20%を支払うと共に、解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。

出展規約

第13条 個人情報の取扱い

出展者は、個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な管理をするものとします。

第14条 秘密保持

出展者は、出展契約により知り得た主催者の営業上・業務上の一切の機密情報について、厳重に管理・保管し、開催期間中はもとより開催終了後においても、事前に書面による主催者の承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩しないものとします。

第15条(準拠法・裁判管轄)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

WEBシステムについての規約

この規約は、ふるさと祭り東京実行委員会(以下「主催者」といいます)が開催する「ふるさと祭り東京～日本の祭り・故郷の味」(以下「本催事」といいます)に関するウェブサイト(以下、「本サイト」といいます)の利用条件を定めるものです。出展希望者及び出展者(以下、「ユーザー」といいます。)には、本規約に従って、本サイト上で提供するサービス(以下、「本サービス」といいます。)をご利用いただきます。なお、株式会社東京ドーム(以下「事務局」といいます。)が主催者を代表するとともに事務局を務めます

第1条(適用)

1. 本規約は、ユーザーと事務局との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 事務局は、本規約のほか、ユーザーが本サービスを利用する場合のルール等、各種の定め(以下、「個別規定」といいます。)を設けることがあります。これら個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めなき限り、個別規定が優先されるものとします。

第2条(利用登録)

本サービスにおいては、ユーザーが本規約に同意の上、事務局の定める方法によって利用登録を申請し、事務局がこれを承認することによって、利用登録が完了するものとします。事務局は、ユーザーに以下の事由があると判断した場合、利用登録の申請を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

- ①利用登録の申請に際して虚偽の事項を届け出た場合
- ②本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- ③その他、事務局が利用登録を相当でないと判断した場合

第3条(ユーザーIDおよびパスワードの管理)

1. ユーザーは、自己の責任において、本サービスのユーザーIDおよびパスワードを適切に管理するものとします。
2. ユーザーは、いかなる場合にも、ユーザーIDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。事務局は、ユーザーIDとパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーIDを登録しているユーザー自身による利用とみなします。
3. ユーザーID及びパスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第4条(禁止事項)

1. ユーザーは、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。
 - ①法令または公序良俗に違反する行為
 - ②犯罪行為に関連する行為
 - ③本サービスの内容等、本サービスに含まれる知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為、または侵害するおそれがある行為
 - ④事務局、他のユーザーまたは第三者に対する詐欺または脅迫行為
 - ⑤本サイトにアップロードされている画像等の情報を、当該著作者の同意なくして転載する行為

- ⑥事務局、他のユーザーまたは第三者を不当に差別し、不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ⑦事務局、ほかのユーザー、またはその他第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為
- ⑧本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- ⑨本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- ⑩不正アクセスをし、またはこれを試みる行為
- ⑪アクセス可能なコンテンツもしくは情報を改ざん、消去する行為
- ⑫サーバー等のアクセス制御機能を解除または回避するための情報、機器、ソフトウェア等を流通させる行為
- ⑬本サイトによって提供される機能を複製、修正、転載、改変、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳あるいは解析する行為
- ⑭ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、または、他のユーザーが受信可能な状態におく行為
- ⑮事務局の設備に蓄積された情報を不正に書き換えまたは消去する行為
- ⑯本サイトのネットワークまたはシステムなどに過度な負荷をかける行為
- ⑰他のユーザーに関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ⑱不正な目的を持って本サービスを利用する行為
- ⑲本サービスの他のユーザーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- ⑳他のユーザーに成りすます行為
- ㉑事務局が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- ㉒本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ㉓面識のない異性との出会いを目的とした行為
- ㉔選挙の事前運動、選挙運動(これらに類似する行為を含みます。)または公職選挙法に抵触する行為
- ㉕他のユーザーまたは第三者に対し、無断で、広告・宣伝・勧誘等の電子メールもしくは嫌悪感を抱く電子メール(そのおそれのある電子メールを含みます。)を送信する行為、他のユーザーまたは第三者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為または当該依頼に応じて転送する行為
- ㉖自殺、自傷行為または薬物乱用などを美化、誘発、助長するおそれのある行為
- ㉗人種、民族、性別、年齢または思想などによる差別に繋がる表現を使用する行為
- ㉘上記各号のいずれかに該当するような行為(当該行為を第三者が行っている場合を含みます。)が表示されている他のウェブサイト等に対してリンクを張る行為
- ㉙事務局に対し長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを行うこと、または事務局に義務のないことを強要し、事務局の業務に著しく支障を来たす行為
- ㉚上記各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- ㉛その他、事務局が不適切と判断する行為